

令和 5 年度

第 1 回

尼崎市国民健康保険運営協議会

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

尼崎市役所 市議会棟 西会議室

尼崎市

(余 白)

## 令和5年度 第1回

### 尼崎市国民健康保険運営協議会 次第

日 時：令和5年11月10日（金） 午後1時30分～  
場 所：尼崎市役所 市議会棟 西会議室

1 開 会

2 保健局長あいさつ

3 委員紹介

4 当局職員紹介

5 議 事

副会長の選出について

6 報 告

(1) 尼崎市国民健康保険事業の概況について

(2) 尼崎市国民健康保険事業費会計の財政状況について

(3) 尼崎市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）  
第3期等について

尼崎市国民健康保険運営協議会委員名簿

区分	氏名	委嘱年月日	推薦団体等
公益代表	道中 隆	令和3年9月1日	関西国際大学
	宮田 さおり	令和5年6月27日	園田学園女子大学
	日置 啓子	令和3年9月1日	尼崎市民生児童委員協議会連合会
被保険者代表	當銘 敏江	令和3年9月1日	公 募
	山下 道子	令和3年9月1日	公 募
	野嶋 厚志	令和3年9月1日	選 任
療養担当者代表	原 秀憲	令和3年9月1日	尼崎市医師会
	井波 眞紀子	令和3年9月1日	尼崎市歯科医師会
	中村 祥子	令和3年9月1日	尼崎市薬剤師会
被用者保険代表	宗和 恭志	令和3年9月1日	健康保険組合

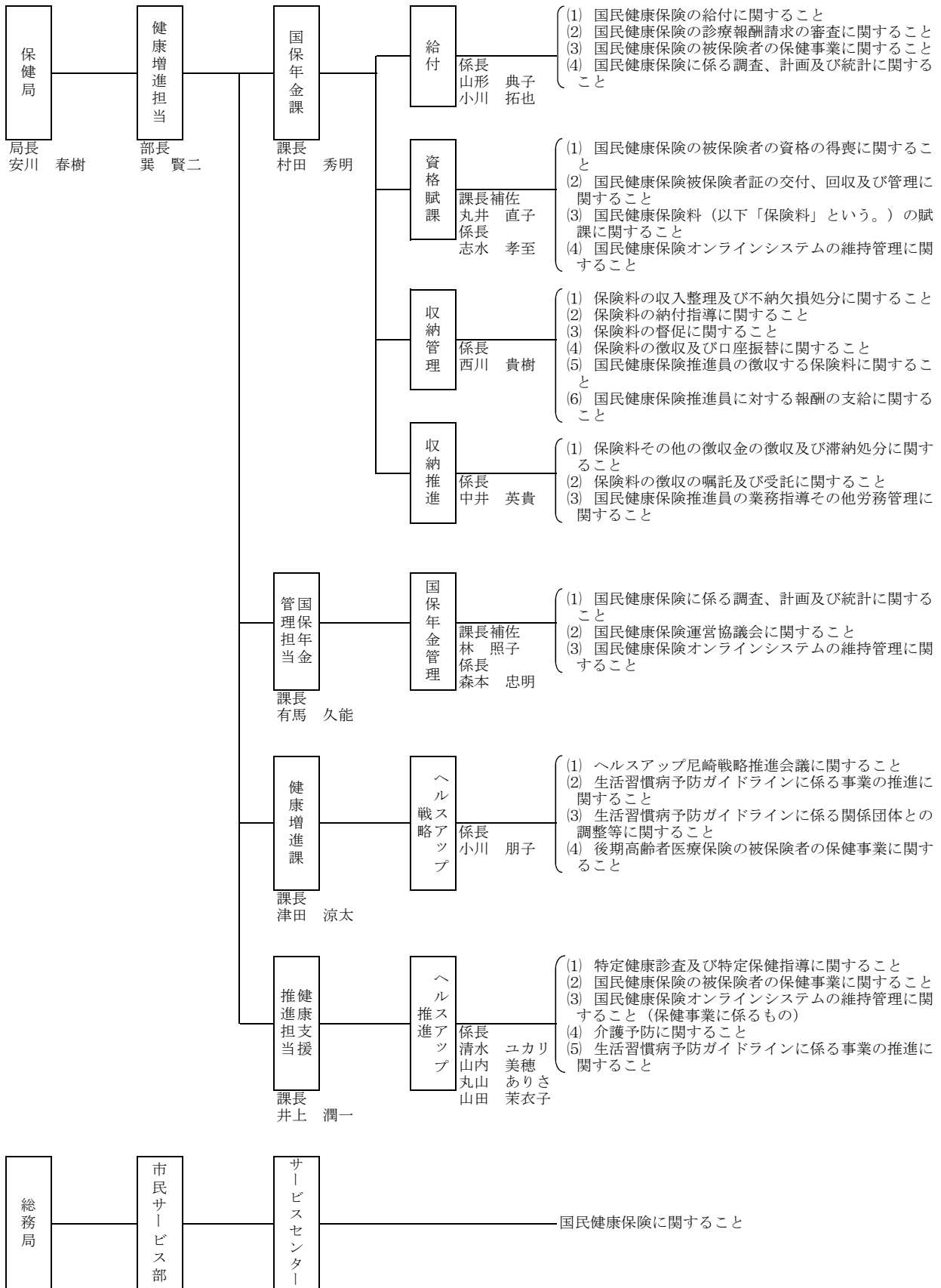
定数 10人

任期 令和6年8月31日まで

会長 道中 隆

副会長

# 尼崎市国民健康保険組織図及び分掌事務



## 国民健康保険運営協議会に関する法律、条例等の抜粋

### ◎ 国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

注 重要事項（昭和34年1月27日保発第4号通達）

\*一部負担金の割合 \*保険料の賦課方法 \*保険給付の種類及び内容の変更等

### ◎ 国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

- 第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。
- 3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

- 第4条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## ◎ 尼崎市国民健康保険条例

(協議会の委員の定数等)

第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により同項に規定する協議会として設置される尼崎市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第64条に規定する保険医又は同条に規定する保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 1人

2 委員は、前項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(協議会の招集等)

第2条の2 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員の4分の1以上の者から協議会の招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 協議会は、次に掲げる要件の全てを満たす場合でなければ、会議を開くことができない。

- (1) 委員の半数以上が、出席し、かつ、議決に加わることができること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる者のうちから委嘱された委員のそれぞれ1人以上が、出席し、かつ、議決に加わることができること。

4 前項の規定にかかわらず、協議会は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、会議を開くことができる。

- (1) 第7項の規定により議決に加わることができない者が委員の半数を超えること又は同一の事件について再度招集してもなお出席した委員で議決に加わることができるものが委員の半数に達しないこと。
- (2) 前項第2号に掲げる要件

5 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

7 委員は、自己又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の利害に関係する議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があったときは、当該議事に係る会議に出席し、発言することができる。

8 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

9 会長は、会議終了後、速やかに、議事の次第及び出席した委員の氏名を市長に報告しなければならない。

(協議会の運営の細目)

第2条の3 前2条に規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(協議会の招集の特例)

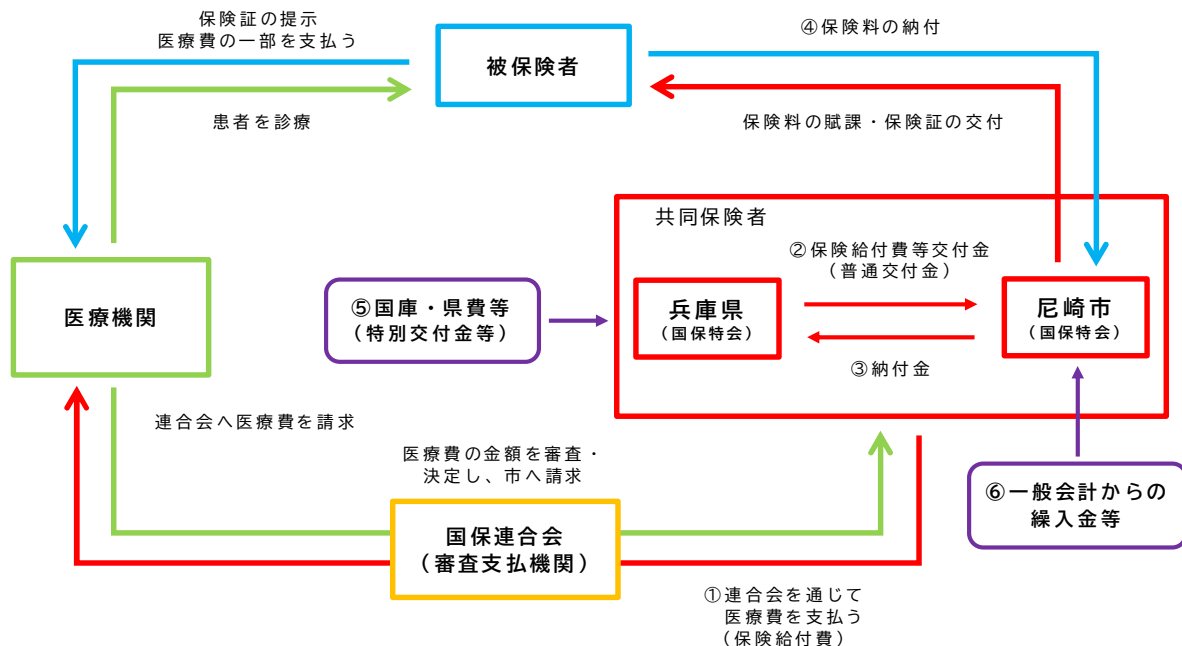
3 最初に招集される協議会は、第2条の2第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 第1 国保財政の仕組み

国保財政の安定化と県内被保険者の負担の公平化を目的として、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となった（都道府県単位化。通称“広域化”）。

県は、市が保険給付に要した費用（①）を全額市に交付する（②普通交付金分（＝①））。

その原資として、市は県に納付金（③）を納める。納付金の原資は、市が徴収する保険料（④）、国・県からの交付金等（⑤特別交付金）及び一般会計からの繰入金等（⑥）である。



### ① 保険給付費

医療費のうち市が負担する7割または8割の費用

### ② 保険給付費等交付金（普通交付金）

市が負担した法定給付に相当する保険給付費用が交付される。

### ③ 納付金

各市町の被保険者数・所得水準を考慮して県が定める。（所得水準をどの程度反映するかは県が調整。）

### ④ 保険料

県が各市町について示す標準保険料率を参考に、市が定める。

本市では、所得割（所得に応じて算出した額を負担）・均等割（世帯人数に応じて規定額を負担）・平等割（各世帯が規定額を負担）で構成される。

### ⑤ 保険給付費等交付金（特別交付金）

市町村の財政状況、その他の事情に応じた財政の調整を目的に交付される。

⑦特別調整交付金、⑧県繰入金(2号繰入金)、⑨保険者努力支援交付金、⑩特定健康診査等負担金

### ⑥ 一般会計繰入金

【法定】 ⑪保険基盤安定繰入金、⑫保険者支援繰入金、⑬財政安定化支援事業繰入金、

⑭出産育児一時金繰入金、⑮職員給与費等繰入金、⑯未就学児均等割保険料繰入金

【法定外】 ⑰その他一般会計繰入金(特別減免、ヘルスアップ事業費等)



## 第2 市町村国保の現状

市町村国保は他制度と比較すると、年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いほか、加入者の保険料負担も高くなっている。

これは、医療費の総額は被保険者数の減少等の影響を受けて減少傾向にあるものの、被保険者1人当たりの医療費については、高齢化や医療の高度化を背景に増加傾向にあり、一方で無職者や非正規雇用者等の低所得者の加入割合が高いという構造的な問題を抱えているためである。

R元年度	市町村国保（全国）	尼崎市国保	協会けんぽ	組合健保
加入者数 （R2年3月末）	2,660万人 （1,733万世帯）	9.3万人 （6.4万世帯）	4,044万人 〔被保険者2,479万人〕 〔被扶養者1,565万人〕	2,884万人 〔被保険者1,635万人〕 〔被扶養者1,249万人〕
65～74歳の割合	43.6%	41.5%	7.7%	3.4%
1人当たり医療費	37.9万円	39.9万円	18.6万円	16.4万円
1人当たり平均保険料	8.9万円 （13.8万円/世帯）	7.9万円 （11.6万円/世帯）	11.9万円 （19.5万円/人【被保険者】）	13.2万円 （23.2万円/人【被保険者】）

## 第3 尼崎市国民健康保険事業の概況

### 1 加入状況

(1) 世帯数、被保険者数等（令和5年4月1日現在）

総世帯数	国保加入世帯数	加入率	総人口	国保加入人口	加入率
224,672世帯	60,261世帯	26.82%	454,887人	85,911人	18.89%

(2) 世帯数及び被保険者数の推移（各年4月1日現在）

	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
世帯数	64,800世帯	63,381世帯	63,576世帯	62,524世帯	60,261世帯
被保険者数	96,827人	93,556人	92,884人	90,440人	85,911人

(3) 資格得喪の推移（各年度4-3月累計）

	転入-転出	社保離脱-加入	生保廃止-開始	出生-死亡	後期離脱-加入	その他	計
R元年度	334人	1,330人	△339人	△290人	△4,108人	△198人	△3,271人
R2年度	101人	3,248人	△411人	△303人	△3,235人	△72人	△672人
R3年度	12人	2,804人	△447人	△363人	△4,329人	△121人	△2,444人
R4年度	422人	1,563人	△413人	△356人	△5,564人	△181人	△4,529人

## 2 保険給付

### (1) 給付割合

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ① 未就学児（6歳未満）       | 8割 |
| ② 69歳未満の者          | 7割 |
| ③ 70歳～74歳の一定以上所得の者 | 7割 |
| ④ 70歳～74歳の③以外の者    | 8割 |

### (2) 給付状況

#### ① 療養給付費

被保険者の疾病または負傷を治療するために必要な、診察・薬剤の支給・処置、手術その他の治療等の療養の給付を行う。

【給付実績（一般+退職）】 ※過誤調整後の実績額

年度	件数	1件当り給付額	給付額
R2決算	1,482,708件	17,904円	26,547,035千円
R3決算	1,580,918件	18,012円	28,475,447千円
R4決算	1,562,611件	17,758円	27,748,785千円
R5予算	1,503,466件	17,883円	26,886,134千円

#### ② 療養費

やむを得ない理由で保険証を提示せずに全額自己負担で治療を受けた場合や、コルセット等の補装具を購入した場合等に、療養費を支給する。

【給付実績（一般+退職）】 ※過誤調整後の実績額

年度	件数	1件当り給付額	給付額
R2決算	55,249件	7,458円	412,069千円
R3決算	57,516件	7,573円	435,584千円
R4決算	57,032件	7,406円	422,362千円
R5予算	53,908件	7,318円	394,481千円

#### ③ 高額療養費

1ヵ月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分を高額療養費として支給する。限度額は年齢・所得により異なる。

【給付実績（一般+退職）】 ※過誤調整後の実績額

年度	件数	1件当り給付額	給付額
R2決算	70,708件	55,679円	3,936,976千円
R3決算	74,683件	56,672円	4,232,471千円
R4決算	73,730件	54,573円	4,023,693千円
R5予算	74,722件	56,204円	4,199,689千円

④ 高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯内に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の月間の限度額を適用後、残る年額を合算して限度額を超えた場合、その超えた分を高額介護合算療養費として支給する。限度額は年齢・所得により異なる。

【給付実績（一般+退職）】

※過誤調整後の実績額

年 度	件 数	1件当り給付額	給 付 額
R2決算	60件	28,256円	1,695千円
R3決算	154件	30,601円	4,713千円
R4決算	165件	27,445円	4,528千円
R5予算	380件	29,263円	11,120千円

⑤ 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、出産育児一時金として48万8千円（産科医療補償制度の対象となる場合は、同制度に対する掛金の1万2千円を上乗せした50万円）を支給する。

【給付実績】

年 度	件 数	給 付 額
R2決算	367件	145,992千円
R3決算	364件	143,389千円
R4決算	392件	131,431千円
R5予算	390件	193,000千円

⑥ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

【給付実績】

年 度	件 数	単価	給 付 額
R2決算	555件	30,000円	16,650千円
R3決算	635件	50,000円	30,850千円
R4決算	596件	50,000円	29,732千円
R5予算	678件	50,000円	33,900千円

⑦ 結核・精神医療付加金

感染症予防法第37条の2、障害者総合支援法第58条（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の通院医療に限る。）の該当医療費について、費用の5%又は自己負担額のいずれか少ない額を支給する。

【給付実績（結核+精神）】

年 度	件 数	1件当り給付額	給 付 額
R2決算	24,297件	1,322円	32,115千円
R3決算	24,523件	1,318円	32,325千円
R4決算	26,397件	1,309円	34,562千円
R5予算	27,764件	1,302円	36,149千円

⑧ 傷病手当金

給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染する等により勤務ができず、給与等の支払いを受けることができなかつた場合、次の算定式で算定した額を支給する。(適用期間：令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間)

$$\text{支給額} = (\text{直近3か月の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times (\text{対象日数})$$

【給付実績】

年度	件数	1件当り給付額	給付額
R2決算	25件	64,109円	1,603千円
R3決算	91件	89,844円	8,176千円
R4決算	386件	30,166円	11,644千円
R5予算	-	-	10,000千円

3 保健事業

(1) あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費

被保険者が市指定の施術所で治療を受けたとき、あんま・マッサージ、はり・きゅうの施術費の一部助成を行う(年間12回)。

大人(6歳以上)：1,000円/回 小人(6歳未満)：500円/回

【給付実績】

年度		件数	給付額	給付額(計)
R2決算	大人	12,461件	12,461,000円	12,469千円
	小人	15件	7,500円	
R3決算	大人	12,803件	12,803,000円	12,815千円
	小人	24件	12,000円	
R4決算	大人	11,651件	11,651,000円	11,657千円
	小人	12件	6,000円	
R5予算	大人	11,801件	11,801,000円	11,804千円
	小人	5件	2,500円	

(2) 特定健康診査・特定保健指導

健康診査とその結果に基づく保健指導により、被保険者の健康寿命の延伸と、結果としての医療費適正化に資するため、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を目指す。

【特定健診受診率】

年度	尼崎市	全国	兵庫県
R2決算	26.9%	33.7%	34.1%
R3決算	31.4%	36.4%	33.0%
R4決算	31.1%	未公表	未公表
R5予算	42.0%	-	-

※全国は翌年に公表

※兵庫県の令和4年度の数値は11月頃公表

※令和4年度決算の数値は令和5年5月時点での速報値

※「-」…公表なし

【特定保健指導実施率等】

年度		尼崎市	全国	兵庫県
R2決算	実施率	55.4%	-	-
	完了率	40.3%	26.9%	26.8%
R3決算	実施率	61.4%	-	-
	完了率	39.1%	27.9%	28.9%
R4決算	実施率	未確定	-	-
	完了率	未確定	未公表	未公表
R5予算	実施率	90.0%	-	-
	完了率	60.0%	-	-

※全国は翌年に公表

※兵庫県の令和4年度の数値は11月頃公表

※「-」…公表なし

## 4 保険料

### (1) 保険料及び賦課限度額

賦課期日：4月1日 徴収回数及び納期(普通徴収)：10回(6月から3月までの毎月末)

賦課割合：所得割 47%、均等割 37%、平等割 16%

#### ① 医療分

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
所得割	100分の7.56	100分の7.56	100分の7.56	100分の7.44	100分の8.16
均等割	26,256円	26,256円	28,068円	28,956円	28,980円
平等割	17,796円	17,796円	18,432円	18,852円	18,576円
賦課限度額	610,000円	630,000円	630,000円	650,000円	650,000円

#### ② 支援金分

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
所得割	100分の2.76	100分の2.76	100分の2.76	100分の2.76	100分の3.12
均等割	9,120円	9,120円	10,092円	10,320円	10,956円
平等割	6,180円	6,180円	6,624円	6,720円	7,020円
賦課限度額	190,000円	190,000円	190,000円	200,000円	220,000円

#### ③ 介護分

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
所得割	100分の3.24	100分の2.64	100分の2.64	100分の2.76	100分の3.24
均等割	11,964円	10,548円	10,812円	12,096円	12,312円
平等割	5,952円	5,232円	5,340円	5,964円	6,036円
賦課限度額	160,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円

### (2) 令和5年度保険料

#### ① 医療分

$$\begin{aligned}
 & \text{所得割額} && \text{均等割額} && \text{平等割額} \\
 & \boxed{R5年度算定用所得額 \times 8.16\%} & + & \boxed{28,980円 \times \text{加入者数}} & + & \boxed{18,576円} \\
 & & & & & = \text{保険料年額 (65万円を超えるときは65万円)}
 \end{aligned}$$

#### ② 支援金分

$$\begin{aligned}
 & \text{所得割額} && \text{均等割額} && \text{平等割額} \\
 & \boxed{R5年度算定用所得額 \times 3.12\%} & + & \boxed{10,956円 \times \text{加入者数}} & + & \boxed{7,020円} \\
 & & & & & = \text{保険料年額 (22万円を超えるときは22万円)}
 \end{aligned}$$

#### ③ 介護分

$$\begin{aligned}
 & \boxed{R5年度算定用所得額 \times 3.24\%} & + & \boxed{12,312円 \times \text{加入者数}} & + & \boxed{6,036円} \\
 & & & & & = \text{保険料年額 (17万円を超えるときは17万円)}
 \end{aligned}$$

(3) 保険料収納対策及び収納率等

新たな滞納を発生させないという考えから、本市国保では保険料の口座振替を推奨しており、これまでから、①ペイジー口座振替受付サービス、②口座振替利用の原則化、③収納委託業者における口座振替の加入勧奨や、④Web 口座振替受付サービスの導入などを行ってきた。加えて、納付環境整備の観点から、令和3年1月より電子マネー決済サービス（「LINE Pay」、「Pay Pay」等）を導入しているところである。

令和5年度からは、新たな取組として、①早期の滞納解消に向けたSMS（ショートメッセージサービス）催告や、②滞納処分を効率よく行うための電子照会による財産調査を実施することで滞納処分を強化している。

【保険料収納率（現年度）】

年度	尼崎市	全国	兵庫県
R2決算	94.55%	93.69%	94.83%
R3決算	95.33%	94.24%	95.09%
R4決算	94.36%	未公表	94.64%
R5予算	95.66%	-	-

※「-」…公表なし

【口座振替収納割合率（現年度）】

年度	尼崎市	兵庫県
R2決算	51.40%	54.58%
R3決算	51.57%	54.68%
R4決算	50.70%	未公表

(4) 保険料の収納状況（令和4年度 決算）

(単位：千円)

区分	① 調定額	② 収納額 (純収入)	③ 調定外過誤納金 (還付未済額)	④+③ 収納額 (過誤納含む)	⑤ 不納欠損額	①-②-⑤ 収入未済額	②÷① 収納率
現年度分	8,428,471	7,953,243	35,424	7,988,667	-	475,227	94.36%
滞納繰越分	1,181,138	289,432	794	290,226	154,156	737,551	24.50%
合計	9,609,609	8,242,675	36,218	8,278,893	154,156	1,212,778	85.78%

(5) 保険料の軽減措置（法定軽減）

賦課基準となった年の世帯の合計総所得が、国の軽減基準に該当するとき、保険料の均等割額及び平等割額を軽減する。（軽減割合：7割、5割、2割）

令和4年度からは、未就学児（6歳未満）の保険料の均等割額を軽減する。（軽減割合：5割）

【軽減実績】 令和4年度決算

軽減割合	件数	1件当たり軽減額	軽減額
7割	23,807件	58,275円	1,387,349千円
5割	9,426件	49,672円	468,205千円
2割	6,610件	19,618円	129,673千円
合計	39,843件	49,826円	1,985,227千円
未就学児	2,617件	10,675円	27,936千円

(6) 保険料の減免措置（自主減免）

申請に基づき、保険料の一般減免（①火災等による被災、②失業・廃業、③所得激減、④65歳以上の旧被扶養者に該当する場合）及び特別減免（保険料が算出所得の20%を超える場合）を実施する。

【減免実績】 令和4年度決算

区 分		件数（世帯数）	1件当たり減免額	減免額
一般減免	被災	5件	116,800円	584千円
	失業・廃業	5,533件	31,104円	172,099千円
	所得激減	340件	58,021円	19,727千円
	旧被扶養	443件	1,661円	736千円
	計	6,321件	207,586円	193,146千円
特別減免		10,400件	6,491円	67,506千円
合 計		16,721件	15,588円	260,652千円

※減免額は、旧被扶養減免に係る国庫補助額(12,273千円)を除いた金額

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する保険料の減免（令和2～4年度）

同減免の適用対象となった保険料のうち、各年度の現年度分保険料については、減免相当額の保険料歳入が減少し、令和元年度分の保険料については、当該納付済み保険料相当額を被保険者に歳出還付している。

【対象世帯】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯

※ 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること等が条件

【減免額】

R2年度・・・令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料の全額または一部

R3年度・・・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料の全額または一部

R4年度・・・令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料の全額または一部

【減免実績（決算）】

		件数	減免額
R2決算	R元年度分保険料	2,485件	65,094千円
	現年度分保険料	2,763件	452,905千円
R3決算	現年度分保険料	624件	118,787千円
R4決算	現年度分保険料	195件	46,603千円

## (8) 収入階層・世帯人数別 保険料 (法定軽減・特別減免後)

給与収入 所得	年度	4人世帯						3人世帯			
		介護分2人						介護分なし			
		未就学児なし		未就学児1人		未就学児2人		未就学児なし		未就学児1人	
	保険料	対前年増減	保険料	対前年増減	保険料	対前年増減	保険料	対前年増減	保険料	対前年増減	
98 万円以下	H29	67,306	746	67,306	746	67,306	746	46,035	59	46,035	59
	R1	58,603	771	58,603	771	58,603	771	39,028	98	39,028	98
	R2	57,537	△ 1,066	57,537	△ 1,066	57,537	△ 1,066	39,028	0	39,028	0
	R3	61,392	3,855	61,392	3,855	61,392	3,855	41,857	2,829	41,857	2,829
43 万円以下	R4	63,844	2,452	57,953	△ 3,439	52,062	△ 9,330	43,017	1,160	37,126	△ 4,731
	R5	64,794	950	58,804	851	52,814	752	43,618	601	37,628	502
100 万円	H29	112,188	1,248	112,188	1,248	112,188	1,248	76,734	102	76,734	102
	R1	97,680	1,284	97,680	1,284	97,680	1,284	65,052	162	65,052	162
	R2	95,904	△ 1,776	95,904	△ 1,776	95,904	△ 1,776	65,052	0	65,052	0
	R3	102,390	6,486	102,390	6,486	102,390	6,486	69,768	4,716	69,768	4,716
45 万円	R4	106,416	4,026	96,597	△ 5,793	86,778	△ 15,612	71,700	1,932	61,881	△ 7,887
	R5	108,000	1,584	98,016	1,419	88,032	1,254	72,702	1,002	62,718	837
200 万円	H29	236,776	3,339	236,776	3,339	236,776	3,339	223,084	120	223,084	120
	R1	208,273	162	208,273	162	208,273	162	191,446	△ 2,208	191,446	△ 2,208
	R2	202,936	△ 5,337	202,936	△ 5,337	202,936	△ 5,337	191,446	0	191,446	0
	R3	207,756	4,820	207,756	4,820	207,756	4,820	197,105	5,659	197,105	5,659
132 万円	R4	210,820	3,064	203,455	△ 4,301	196,091	△ 11,665	198,622	1,517	186,840	△ 10,265
	R5	222,421	11,601	214,933	11,478	207,445	11,354	207,034	8,412	195,053	8,213
300 万円	H29	407,305	5,788	407,305	5,788	407,305	5,788	349,149	153	349,149	153
	R1	358,415	110	358,415	110	358,415	110	294,192	△ 5,400	294,192	△ 5,400
	R2	349,128	△ 9,287	349,128	△ 9,287	349,128	△ 9,287	294,192	0	294,192	0
	R3	356,840	7,712	356,840	7,712	356,840	7,712	303,624	9,432	303,624	9,432
202 万円	R4	361,743	4,903	349,960	△ 6,880	338,178	△ 18,662	305,580	1,956	285,942	△ 17,682
	R5	382,246	20,503	370,266	20,306	358,285	20,107	295,672	△ 9,908	279,698	△ 6,244
400 万円	H29	567,877	8,163	567,877	8,163	567,877	8,163	455,436	204	455,436	204
	R1	499,981	△ 171	499,981	△ 171	499,981	△ 171	370,560	△ 8,064	370,560	△ 8,064
	R2	486,832	△ 13,149	486,832	△ 13,149	486,832	△ 13,149	370,560	0	370,560	0
	R3	496,471	9,639	496,471	9,639	496,471	9,639	379,992	9,432	379,992	9,432
276 万円	R4	502,600	6,129	487,871	△ 8,600	473,143	△ 23,328	381,060	1,068	361,422	△ 18,570
	R5	532,237	29,637	517,261	29,390	502,285	29,142	408,228	27,168	388,260	26,838
500 万円	H29	705,077	10,323	705,077	10,323	705,077	10,323	559,116	204	559,116	204
	R1	619,788	△ 1,188	619,788	△ 1,188	619,788	△ 1,188	453,120	△ 10,944	453,120	△ 10,944
	R2	597,456	△ 22,332	597,456	△ 22,332	597,456	△ 22,332	453,120	0	453,120	0
	R3	610,308	12,852	610,308	12,852	610,308	12,852	462,552	9,432	462,552	9,432
356 万円	R4	618,480	8,172	598,842	△ 11,466	579,204	△ 31,104	462,660	108	443,022	△ 19,530
	R5	659,357	40,877	644,381	45,539	629,405	50,201	498,468	35,808	478,500	35,478
600 万円	H29	842,277	22,599	842,277	22,599	842,277	22,599	662,796	1,468	662,796	1,468
	R1	728,268	△ 2,148	728,268	△ 2,148	728,268	△ 2,148	535,680	△ 13,824	535,680	△ 13,824
	R2	701,136	△ 27,132	701,136	△ 27,132	701,136	△ 27,132	535,680	0	535,680	0
	R3	713,988	12,852	713,988	12,852	713,988	12,852	545,112	9,432	545,112	9,432
436 万円	R4	722,160	8,172	702,522	△ 11,466	682,884	△ 31,104	544,260	△ 852	524,622	△ 20,490
	R5	786,636	64,476	766,668	64,146	746,700	63,816	588,708	44,448	568,740	44,118
700 万円	H29	890,000	40,000	890,000	40,000	890,000	40,000	725,676	35,676	725,676	35,676
	R1	817,744	△ 16,668	817,744	△ 16,668	817,744	△ 16,668	622,368	△ 16,848	622,368	△ 16,848
	R2	810,000	△ 7,744	810,000	△ 7,744	810,000	△ 7,744	622,368	0	622,368	0
	R3	822,852	12,852	822,852	12,852	822,852	12,852	631,800	9,432	631,800	9,432
520 万円	R4	831,024	8,172	811,386	△ 11,466	791,748	△ 31,104	629,940	△ 1,860	610,302	△ 21,498
	R5	893,396	62,372	873,428	62,042	853,460	61,712	683,460	53,520	663,492	53,190



(単位：円)

3人世帯				2人世帯				1人世帯			
介護分2人				介護分なし		介護分2人		介護分なし		介護分1人	
未就学児なし		未就学児1人		未就学児なし				未就学児なし			
保険料	対前年増減	保険料	対前年増減	保険料	対前年増減	保険料	対前年増減	保険料	対前年増減	保険料	対前年増減
54,999	407	54,999	407	33,728	20	42,692	668	21,421	△ 19	26,821	377
47,991	717	47,991	717	28,416	44	37,379	663	17,804	△ 10	23,178	357
46,925	△ 1,066	46,925	△ 1,066	28,416	0	36,313	△ 1,066	17,804	0	22,537	△ 641
49,945	3,020	49,945	3,020	30,410	1,994	38,498	2,185	18,963	1,159	23,808	1,271
52,062	2,117	46,171	△ 3,774	31,235	825	40,280	1,782	19,453	490	24,870	1,062
52,814	752	46,824	653	31,638	403	40,834	554	19,658	205	25,161	291
91,674	1,182	91,674	1,182	56,220	36	71,160	1,116	35,706	△ 30	44,706	630
79,992	1,194	79,992	1,194	47,364	72	62,304	1,104	29,676	△ 18	38,634	594
78,216	△ 1,776	78,216	△ 1,776	47,364	0	60,528	△ 1,776	29,676	0	37,566	△ 1,068
83,250	5,034	83,250	5,034	50,688	3,324	64,170	3,642	31,608	1,932	39,684	2,118
86,778	3,528	76,959	△ 6,291	52,062	1,374	67,140	2,970	32,424	816	41,454	1,770
88,032	1,254	78,048	1,089	52,734	672	68,064	924	32,766	342	41,940	486
262,639	3,819	262,639	3,819	198,469	42	238,024	3,741	184,567	△ 45	219,694	3,348
231,000	632	231,000	632	167,628	△ 3,088	209,775	524	151,200	△ 3,240	192,964	90
224,863	△ 6,137	224,863	△ 6,137	167,628	0	203,638	△ 6,137	151,200	0	187,357	△ 5,607
230,904	6,041	230,904	6,041	172,946	5,318	208,009	4,371	155,064	3,864	190,534	3,177
235,138	4,234	223,355	△ 7,549	174,077	1,131	211,573	3,564	155,628	564	193,189	2,655
247,055	11,917	235,075	11,720	183,073	8,996	223,094	11,521	165,924	10,296	204,331	11,142
410,196	6,066	410,196	6,066	318,504	72	379,425	5,967	277,476	△ 60	339,744	5,238
361,191	360	361,191	360	258,816	△ 5,580	334,659	225	223,440	△ 5,760	292,872	△ 720
351,372	△ 9,819	351,372	△ 9,819	258,816	0	324,840	△ 9,819	223,440	0	281,196	△ 11,676
358,923	7,551	358,923	7,551	265,464	6,648	330,303	5,463	227,304	3,864	285,432	4,236
364,215	5,292	349,486	△ 9,437	266,304	840	334,758	4,455	227,028	△ 276	288,972	3,540
358,285	△ 5,930	346,305	△ 3,181	284,820	18,516	354,747	19,989	244,884	17,856	314,748	25,776
537,106	8,064	537,106	8,064	414,408	72	506,335	7,965	373,380	△ 60	466,872	9,648
473,449	△ 306	473,449	△ 306	335,184	△ 8,244	440,556	△ 588	299,808	△ 8,424	393,216	△ 1,608
458,400	△ 15,049	458,400	△ 15,049	335,184	0	423,024	△ 17,532	299,808	0	377,100	△ 16,116
468,468	10,068	468,468	10,068	341,832	6,648	430,308	7,284	303,672	3,864	381,336	4,236
473,143	4,675	455,886	△ 12,582	341,784	△ 48	436,248	5,940	302,508	△ 1,164	384,876	3,540
502,285	29,142	487,309	31,423	368,292	26,508	472,333	36,085	328,356	25,848	422,196	37,320
674,306	10,224	674,306	10,224	518,088	72	643,535	10,125	477,060	△ 60	596,472	12,528
584,412	△ 1,368	584,412	△ 1,368	417,744	△ 11,124	549,036	△ 1,548	382,368	△ 11,304	501,696	△ 2,568
562,080	△ 22,332	562,080	△ 22,332	417,744	0	526,704	△ 22,332	382,368	0	480,780	△ 20,916
572,148	10,068	572,148	10,068	424,392	6,648	533,988	7,284	386,232	3,864	485,016	4,236
579,204	7,056	559,566	△ 12,582	423,384	△ 1,008	539,928	5,940	384,108	△ 2,124	488,556	3,540
629,405	50,201	610,572	51,006	458,532	35,148	590,604	50,676	418,596	34,488	538,356	49,800
811,506	9,274	811,506	9,274	621,768	72	778,980	16,380	580,740	△ 60	726,072	15,408
692,892	△ 2,328	692,892	△ 2,328	500,304	△ 14,004	657,516	△ 2,508	464,928	△ 14,184	610,176	△ 3,528
665,760	△ 27,132	665,760	△ 27,132	500,304	0	630,384	△ 27,132	464,928	0	584,460	△ 25,716
675,828	10,068	675,828	10,068	506,952	6,648	637,668	7,284	468,792	3,864	588,696	4,236
682,884	7,056	663,246	△ 12,582	504,984	△ 1,968	643,608	5,940	465,708	△ 3,084	592,236	3,540
746,700	63,816	726,732	63,486	548,772	43,788	706,764	63,156	508,836	43,128	654,516	62,280
885,676	35,676	885,676	35,676	715,824	25,824	875,824	25,824	689,604	8,500	849,604	14,444
782,368	△ 16,848	782,368	△ 16,848	586,992	△ 17,028	746,992	△ 17,028	551,616	△ 17,208	711,616	△ 17,000
774,624	△ 7,744	774,624	△ 7,744	586,992	0	739,248	△ 7,744	551,616	0	693,324	△ 18,292
784,692	10,068	784,692	10,068	593,640	6,648	746,532	7,284	555,480	3,864	697,560	4,236
791,748	7,056	772,110	△ 12,582	590,664	△ 2,976	752,472	5,940	551,388	△ 4,092	701,100	3,540
853,460	61,712	833,492	61,382	643,524	52,860	813,524	61,052	603,588	52,200	773,588	72,488

## 第4 尼崎市国民健康保険事業費会計の財政状況

### 1 令和5年度 当初予算

【歳入】 (単位：千円)		①	②	③	③-①	③-②
費目		R4 当初予算	R4 現計予算	R5 当初予算	差引	差引
保険料	現年度分	7,855,658	7,923,492	7,819,948	△ 35,710	△ 103,544
	滞納繰越分	350,718	350,718	316,759	△ 33,959	△ 33,959
	計	8,206,376	8,274,210	8,136,707	△ 69,669	△ 137,503
国庫支出金	災害臨時特例補助金	0	0	0	0	0
県支出金	普通交付金	33,211,717	33,931,717	31,748,685	△ 1,463,032	△ 2,183,032
	特別交付金	829,233	833,233	950,235	121,002	117,002
	計	34,040,950	34,764,950	32,698,920	△ 1,342,030	△ 2,066,030
基金財産収入		3,976	4,017	2,172	△ 1,804	△ 1,845
一般会計繰入金		4,954,550	4,876,204	4,748,128	△ 206,422	△ 128,076
基金繰入金		485,158	485,158	356,638	△ 128,520	△ 128,520
繰越金		0	231,151	0	0	△ 231,151
諸収入		181,441	191,441	179,509	△ 1,932	△ 11,932
歳入合計		47,872,451	48,827,131	46,122,074	△ 1,750,377	△ 2,705,057

【歳出】 (単位：千円)		①	②	③	③-①	③-②
費目		R4 当初予算	R4 現計予算	R5 当初予算	差引	差引
総務費		978,133	964,621	1,033,782	55,649	69,161
保険給付費	療養給付費	28,111,248	28,831,248	26,886,134	△ 1,225,114	△ 1,945,114
	療養費	539,508	539,508	394,381	△ 145,127	△ 145,127
	高額療養費	4,265,541	4,265,541	4,144,711	△ 120,830	△ 120,830
	高額介護合算療養費	12,644	12,644	11,120	△ 1,524	△ 1,524
	移送費	110	110	109	△ 1	△ 1
	審査支払手数料	87,866	87,866	85,330	△ 2,536	△ 2,536
	出産育児一時金	163,800	163,800	193,000	29,200	29,200
	葬祭費	31,000	31,000	33,900	2,900	2,900
	結核・精神医療付加金	32,946	35,946	36,149	3,203	203
	傷病手当金	10,000	14,000	10,000	0	△ 4,000
	計	33,254,663	33,981,663	31,794,834	△ 1,459,829	△ 2,186,829
国保事業費納付金	医療分	9,054,653	9,054,653	8,688,135	△ 366,518	△ 366,518
	支援金分	2,736,900	2,736,900	2,782,733	45,833	45,833
	介護分	1,097,079	1,097,079	1,088,908	△ 8,171	△ 8,171
	計	12,888,632	12,888,632	12,559,776	△ 328,856	△ 328,856
保健事業費		602,377	602,377	582,558	△ 19,819	△ 19,819
基金積立金		8,968	80,070	3,346	△ 5,622	△ 76,724
諸支出金		138,678	308,768	146,778	8,100	△ 161,990
予備費		1,000	1,000	1,000	0	0
歳出合計		47,872,451	48,827,131	46,122,074	△ 1,750,377	△ 2,705,057

## 2 令和4年度決算

【歳入】 (単位：千円)		①	②	③	③-①	③-②
費目		R4 当初予算	R4 現計予算	R4 決算	差引	差引
保険料	現年度分	7,855,658	7,923,492	7,988,667	133,009	65,175
	滞納繰越分	350,718	350,718	290,225	△ 60,493	△ 60,493
	計	8,206,376	8,274,210	8,278,892	72,516	4,682
国庫支出金	災害臨時特例補助金	0	0	0	0	0
	制度関係補助金	0	0	429	429	429
	計	0	0	429		
県支出金	普通交付金	33,211,717	33,931,717	32,738,891	△ 472,826	△ 1,192,826
	特別交付金	829,233	833,233	891,039	61,806	57,806
	健康増進補助金	0	0	4,717	4,717	4,717
	計	34,040,950	34,764,950	33,634,647	△ 406,303	△ 1,130,303
基金財産収入		3,976	4,017	4,015	39	△ 2
一般会計繰入金		4,954,550	4,876,204	4,767,779	△ 186,771	△ 108,425
基金繰入金		485,158	485,158	493,146	7,988	7,988
繰越金		0	231,151	231,152	231,152	1
諸収入		181,441	191,441	185,758	4,317	△ 5,683
歳入合計		47,872,451	48,827,131	47,595,818	△ 276,633	△ 1,231,313

【歳出】 (単位：千円)		①	②	③	③-①	③-②
費目		R4 当初予算	R4 現計予算	R4 決算	差引	差引
総務費		978,133	964,621	929,877	△ 48,256	△ 34,744
保険給付費	療養給付費	28,111,248	28,831,248	27,837,029	△ 274,219	△ 994,219
	療養費	539,508	539,508	423,122	△ 116,386	△ 116,386
	高額療養費	4,265,541	4,265,541	4,032,902	△ 232,639	△ 232,639
	高額介護合算療養費	12,644	12,644	4,543	△ 8,101	△ 8,101
	移送費	110	110	0	△ 110	△ 110
	審査支払手数料	87,866	87,866	86,783	△ 1,083	△ 1,083
	出産育児一時金	163,800	163,800	132,271	△ 31,529	△ 31,529
	葬祭費	31,000	31,000	29,760	△ 1,240	△ 1,240
	結核・精神医療付加金	32,946	35,946	34,562	1,616	△ 1,384
	傷病手当金	10,000	14,000	11,644	1,644	△ 2,356
計	33,254,663	33,981,663	32,592,616	△ 662,047	△ 1,389,047	
国保事業費 納付金	医療分	9,054,653	9,054,653	9,054,652	△ 1	△ 1
	支援金分	2,736,900	2,736,900	2,736,900	0	0
	介護分	1,097,079	1,097,079	1,097,079	0	0
	計	12,888,632	12,888,632	12,888,631	△ 1	△ 1
保健事業費		602,377	602,377	456,309	△ 146,068	△ 146,068
基金積立金		8,968	80,070	80,069	71,101	△ 1
諸支出金		138,678	308,768	293,874	155,196	△ 14,894
予備費		1,000	1,000	0	△ 1,000	△ 1,000
歳出合計		47,872,451	48,827,131	47,241,376	△ 631,075	△ 1,585,755

歳入歳出差引	0	0	354,442
--------	---	---	---------

### 3 決算の推移

(単位：千円)

	R元決算	R2決算	R3決算	R4決算	R5予算
歳入合計	51,468,995	46,916,510	48,457,974	47,595,818	46,122,074
歳出合計	50,928,887	46,467,906	48,226,822	47,241,376	46,122,074
差 引	540,108	448,604	231,152	354,442	0

### 4 尼崎市国民健康保険事業基金（設置：平成31年4月1日）

#### (1) 目的

平成30年度から保険料収入等により兵庫県に国保事業費納付金を納めることとなり、国保事業費納付金の納付に不足(保険料収納不足のリスク)が見込まれる場合などの補てん財源等として基金を活用し、国保財政の健全化を図るため、決算余剰金及び運用収入を積み立てる。

#### (2) 基金の処分

次のいずれかに該当する場合に限り、基金を処分することができる。

- ① 国保事業に要する経費の財源が不足する場合において、その不足を補うための財源に充てる時。(赤字補てん)
- ② 保険料率が著しく増加することが見込まれる場合、その増加を緩和するための財源に充てる時。(保険料上昇抑制)
- ③ 保健事業費の財源に充てる時。
- ④ その他市長が認める経費の財源に充てる時。

#### (3) 基金残高の推移について

(単位：千円)

	R2決算	R3決算	R4決算	R5見込
① 前年度からの繰越金	540,108	448,604	231,152	354,442
② 繰越金使途	540,108	448,604	231,152	354,442
退職被保険者に係る納付金分	7,282	0	0	0
保険料上昇抑制分	0	0	0	0
県支出金等の精算分(補正)	148,987	167,035	160,090	227,105
基金積立金(当初予算) A	0	0	0	0
基金積立金(補正予算) B	383,839	281,569	71,062	127,337
③ 基金積立金のうち財産収入分 C	35	6,761	9,006	3,346
④ 単年度収支	448,604	231,152	354,442	0
⑤ 翌年度への繰越金(形式収支) ①-②+④	448,604	231,152	354,442	0
⑥ 基金残高(最終予算) 前年度⑥+A+B+C	3,994,607	3,228,158	2,674,518	2,312,055
⑦ 基金処分見込み	1,054,779	633,708	493,146	356,638
退職被保険者に係る納付金分	0	2,128	0	0
保険料上昇抑制分	901,521	450,000	300,000	200,000
一般減免分	153,258	181,580	193,146	156,638
⑧ 基金残高(決算) ⑥-⑦	2,939,828	2,594,450	2,181,372	1,955,417

以上